

書評

Alexander Kaufman, *Rawls's Egalitarianism*, Cambridge University Press: Cambridge, 2018, 283 pp.

宮本雅也

1. はじめに

現代の政治哲学においては、平等主義的正義論ないし分配的正義論が中心的な争点になっている。この平等主義的正義論の中心的位置づけがジョン・ロールズによって設定されたという点に異論を唱える者は少ないであろう。

本書において、著者アレキサンダー・カウフマンは、非常に広範な争点を扱いつつ、それらすべての争点に関してロールズの平等主義的正義論を擁護しようと試みている。扱われる争点としては、後期ロールズにおける客観性の理解と安定性の論証の擁護（第1, 2章）、構成主義的方法の理解の提示と擁護（第3章）、原初状態からの論証におけるマキシミン・ルール使用の擁護（第4章）、公正な機会の平等原理と格差原理からなる第二原理（＝民主的平等）の解釈と擁護（第5, 6, 7章）、アマルティア・センによるロールズ批判への応答（第8章）、ロールズ理論の実践的含意の検討（第9章）が挙げられる。

評者の見たところ、現在の平等主義的正義論の論争文脈に照らした場合、本書は以下の二つの特徴を有している¹。第一に、ロールズの平等主義的正義論を擁護する際、著者はロールズの正当化方法に対する理解にさかのぼる必要

性を強調している（2-3）²。すなわち、ロールズがいかなる方法で自身の正義構想の妥当性を示そうとしているのかに注目すべきである。著者によれば、多くのロールズ批判はロールズの正当化の理解に対する誤解に基づいているため、ロールズを擁護する際にはロールズの正当化方法に対する適切な理解を前提に置く必要がある。第二の特徴は、現在の平等主義的正義論において重要な論争となっている、運の平等主義（luck egalitarianism）と関係論的平等主義（relational egalitarianism）との論争に関わる。この論争においては、ロールズ理論を、運の平等主義の萌芽形態と関係論的平等主義の一種のどちらとして理解するのが問題になっている。著者は、ロールズ理論を関係論的平等主義に親和性をもつものと位置づけている。そのうえで、ロールズ理論が運の平等主義の諸構想よりも優れたものであると主張している（167-183, 210-214）³。

本稿では、評者の関心に沿って、第一の特徴である、ロールズの正当化方法への着目に絞って検討したい。第2節では、著者がロールズの正当化をどのように理解し、他の論者の見解にどのように反論しているのかを見る。第3節では、本書に対する評価を簡単に述べた後で、ロールズの正当化方法に対する評者自身の理解を提示する。

1 この二つの特徴があるという点は、本書が「第I部 正当化」と「第II部 民主的平等」からなる二部構成になっていることと対応している。

2 本稿では、カウフマンの著作の頁数は（ ）内に数字のみで表記する。

3 なお、ロールズを関係論的平等主義者と位置づける見方は、サミュエル・シェフラーが先立って提示している。（Scheffler 2010, ch. 7）を参照。

2. 本書の特徴：正当化方法への注目

本節では、前節で述べた本書の二つの特徴のうち、第一の特徴、すなわちロールズの正当化方法に対する著者の理解を確認する。

著者は、ロールズの正当化方法として、「反照的均衡」(reflective equilibrium) と「構成主義」(constructivism) に注目している。これらを順に見ていこう。

まず、よく知られているように、ロールズは反照的均衡の方法を採用している⁴。ロールズの反照的均衡においては、正義に関する熟考された判断・確信 (considered judgments / convictions) と仮想的な契約手続きから導かれる正義原理との間で均衡状態に到達することが目指される。ここで、熟考された判断とは、よくある推論の欠陥を生じさせないような好ましい条件下で示される判断を意味する。それらの判断が正義の理論を展開するための暫定的な固定点とみなされる。ロールズは、いくつかの重要な熟考された判断を反映させる形で、原初状態 (original position) と呼ばれる仮想的な契約手続きを設定する。このようにして設定された手続きによって、特定の正義原理が導出されることになる。導出された正義原理は、その含意がわれわれの (他の) 熟考された諸判断と合致するかどうかという点からテストされる。合

致しない場合には、当該の正義原理を導いた契約手続きを修正して異なる正義原理を導出するか、合致しない熟考された判断の方を修正するか、あるいは両方を修正する。このような推論プロセスを経て両要素の間で均衡状態に到達した場合に、正義原理が適切なものとして正当化される (5-6)⁵。著者は、本書の序論において、このような反照的均衡の方法をロールズが採っていることを指摘し、その後の議論の展開では、しばしば反照的均衡に言及することによって、ロールズ理論を批判者から擁護している。

また、著者は、とりわけ本書の第3章において、構成主義に対する理解を提示している。構成主義的アプローチにおいては、道徳原理は、適切にデザインされた決定手続きの産物である場合に、受容可能なものとなる (75)。つまり、構成主義は、適切な仮想的契約手続きの結果であることをもって、道徳原理が正当化されると考える。著者によれば、構成主義的方法の背景には、次のような、道徳的実在論 (moral realism) と対立する「カント的直観」(the Kantian intuition) が存在する。すなわち、「道徳的判断は、事実や独立して予め存在する規範・原理に根拠づけられるのではなく、推論プロセスに根拠づけられる」という直観である (76)⁶。ロールズの場合、こうしたカント的直観と次のような四つの熟考された判断を組み合

-
- 4 反照的均衡法の解釈として最もよく参照されるのは、ノーマン・ダニエルズの理解である。(Daniels 1996) を参照。
 - 5 より正確に言えば、これは狭い反照的均衡の説明である。1975年の「道徳理論の独立性」論文やハーバーマスへのリプライ論文を経て、最終的に、ロールズは、広く一般的な反照的均衡 (wide and general reflective equilibrium) を主張することになる (Rawls 1999b, ch. 15; Rawls 2005, ch. 9)。反照的均衡の「広さ」は、人格内の反省における考慮の広さ、すなわち他の正義構想とそれらの支持論拠を考慮に入れていることを意味する。反照的均衡の「一般性」は、人格間において全員が同一の正義構想に到ることを意味する (Rawls 2005, pp. 384-385n16)。著者は、広い反照的均衡には関心を向けているが、一般的な反照的均衡には注目していない (19n4)。
 - 6 著者の理解では、このカント的直観は、微修正されてはいるが、後期ロールズにおいても継続している。つまり、後期の政治的構成主義は、政治的正義の原理が仮想的な決定手続きの産物そのものであるとまでは主張しないが、そのような手続きの産物として表現しうるとは主張している (102-104)。それゆえ、もし道徳的実在論者が正義原理は手続きによって生み出されるものではなく、独立した道徳的秩序によって決定されるものであると反論する場合、そのような正義原理は、同時に手続きの結果としても表現しうるといふ応答になるだろう。

わせることで、原初状態が設定される。四つの熟考された判断とは、(i) 自分自身が置かれた環境に合わせて正義原理を操作できるべきではない、(ii) 正義原理が道徳的観点から恣意的な考慮事項によって正当化されることはありえない、(iii) 各人格は正義に基づく不可侵性をもつ、(iv) 道徳の実質・内容は公正な条件下で自由で平等な人格によって構成されると理解するのが最善である、という四つである。

著者は、このような構成主義に対する理解に基づき、ジェラルド・コーエンによる構成主義批判およびアーロン・ジェームズによる構成主義理解に対して反論を展開している。この点に関しては、評者は、次節で異なる見解を述べる。そのため、著者が二人にどのように反論しているのかを見ておこう。

コーエンは、ロールズの構成主義は、事実に関する考慮や正義以外の価値を含み込むため、適切な仕方では正義原理を同定できていないと批判する。コーエンによれば、事実と(規範的)原理、および、正義とそれ以外の価値は、それぞれ厳密に区分されるべきである。彼の用語法では、事実は一切依存しない原理を「根本原理」(fundamental principles)と呼び、事実依存する部分があり、現実に適用されるレベルにある原理を「統制ルール」(rules of regulation)と呼ぶ。コーエンの理解するところでは、ロールズの構成主義は、原初状態からの論証の内に事実に関する考慮を組み込んでいるため、正義の根本原理を同定せずに、正義の統制ルールを同定してしまっている。また、構成主義は、効率性や安定性のような正義以外の価値・原理を正義と区別していない点でも問題がある。例えば、より有利な人びと(才能ある人びと)に対するインセンティブ提供が格差原理の支持根拠になっているが、コーエンからすれば、これは誤った発想である。なぜならば、効率性という正義以外の価値が混入されており、かつ、「より多くの取り分が認められなければ、より有利な人が積極的に働かなくな

る」といった事実の考慮に依存しているためである。それゆえ、コーエンにとっては、ロールズの構成主義は、事実と正義以外の価値の混入によって、本来的には正義が許さないはずの不平等を許容してしまう、誤った方法なのである(Cohen 2008, ch. 6, 7)。

ジェームズは、コーエンとは反対に、ロールズの構成主義を擁護しようとしている。その際、ジェームズは、「実践に基礎を置くアプローチ」(practice-based approach)と呼ぶような正義に関する推論方法の理解を提示している。彼は、ロールズの方法には、次のような「存在条件」(the Existence Condition)が含まれていると主張する。存在条件とは、「いかなる(根本的な・理想理論上の)社会正義の原理も、何らかの社会的実践(social practice)の存在をその適用条件としている」というものである(James 2005, p.295)。つまり、正義原理に関する思考が作動する前提条件として何らかの社会的実践が存在する。そして、ジェームズによれば、ロールズは、「構成的解釈」(constructive interpretation)と呼ばれる、実践に対する解釈の方法を採っている⁷。それは、以下のような三つの段階からなるものである。第一の段階(前解釈段階)では、非論争的な用語で、ある実践を暫定的に同定することによって、解釈の共通の対象を確立する。第二の段階(解釈段階)では、当該の実践における目的・目標、すなわち第一段階で同定された構造と何らかの合理的関係にある目的・目標の特徴づけを提示する。第三段階(解釈後段階)では、当該の実践が第二段階で同定された目的・目標を達成するために充足しなければならない要件を特定化する。ロールズの議論の内容に当てはめると、第一段階は非論争的な用語による基礎構造の同定である。第二段階は基礎構造が特定の財(社会的基本財)の産出ための協働スキームであるという特徴づけにあたる。そして、第三段階で原初状態の推論が機能し、充足されるべき要件として正義の二原理が特定化さ

7 興味深いことに、ジェームズによれば、この構成的解釈の方法をロナルド・ドゥオーキンも採っている。

れる (ibid, p.301). 以上のように, ジェームズは, ロールズの構成主義を, 存在している実践に対する解釈の方法であると理解している.

これらのコーエンとジェームズの見解に対して, 著者は以下のように反論している. コーエンとジェームズは, 構成主義の評価では対照的であるが, 重要な点で共通した理解を採っている. つまり, 二人は, 仮想的な契約手続きの構造が, 手続きから独立して存在する実体ないし事実に道徳的判断の権威を付与していると主張している (86). コーエンの場合, 原初状態の手続きが事実の考慮に依存している, つまり, 手続きにおける道徳的判断の有効性が手続きと独立に存在している事実に依存すると理解して, 批判している. ジェームズの場合, 契約手続きが予め存在する社会的実践に依存する仕方では構成されると理解して, 構成主義の方法を支持している. しかしながら, 著者の理解では, いずれの見解も間違っている. というのも, 原初状態の観点からの正当化は, 根本的なレベルにおいては事実や実践に依存していないからである. つまり, 上記のカント的直観もそれと組み合わせられる四つの熟考された判断も, いずれも事実や実践に依存したものとはみなされない. ロールズの理論においては, 原初状態を用いない直観的な論拠では事実への依存が見出されるとしても⁸, 原初状態における論証では, それゆえ構成主義の方法では, 根本的なレベルにおいては正義原理の正当化が事実や実践に依存することはない (94-95).

3. 本書に対する評価と検討

本書に対する評価を述べておこう. ここまで確認してきたように, 本書は, ロールズの正当化に対する理解の議論に注目している. そして, その際, 反照的均衡を重視している. これ

によって, ロールズ理論の方法が多くの分析的平等論者が採っている方法とは異なっていることがより明確になっている. この点で本書の議論には意義があると言ってよい.

やや単純化しつつも明確性を優先して述べると, 分析的平等論とロールズ理論との間では以下のような方法上の対比が存在している. 前述のコーエンの発想にもあらわれているが, 分析的平等論の場合, それぞれの概念・価値を別の概念・価値とは明確に分離して, 考察対象とする. 例えば, 自由の分析をする場合には, 自由だけを対象として平等や正義の分析とは別の問題として考える. そして, 対象としている概念・価値を必要十分条件の形で明確に定式化する. そのうえで, その定式が直観に反しているどうかを検討する. したがって, 特定の概念・価値に対する定式は, 直観に合致していることをもって正当化されたことになる. これに対して, ロールズ理論の場合, 反照的均衡の方法に見られるように, 個々の概念・価値を別々に扱うという発想を採らない. そうではなく, ロールズにとって, ある正義構想が正当化されるのは, その構想が広範な考慮事項を整合化させて導かれたものである場合である. 構成主義の方法においても, 自由や平等は人格が備えるものとされ, 正義原理を導く解釈プロセスの内で同時に解釈・構想化されることとなる. 以上のように, 大まかに言うと, 分析的平等論が概念・価値の区分と明確な定式化を重視するのに対して, ロールズ理論は複数の概念・価値を整合的にまとめ上げて理解することを重視している. この点で両者の方法的前提は対照的である.

本書において著者がロールズを擁護する際, しばしば反照的均衡のようなロールズの正当化方法を批判者が誤解していると指摘している. このことは, 分析的平等論者とロールズ理論の支持者は, 両者とも相手の方法的前提を踏まえ

8 著者は, 原初状態を用いず熟考された判断から直接的に正当化を展開する論証を「直観的論証」(intuitive argument)と呼び, 原初状態を用いる構成主義的論証とは区別している. そのうえで, 直観的論証が事実の考慮から影響を受けていることは認めているが, それとは区別される構成主義的論証は根本的なレベルでは事実や実践に依存していないとしている (87, 106n21).

て批判を行うべきであるという点を示している。この点は、今後、政治哲学の論争が有益な方向に発展していくためにも重要な点であろう。

しかしながら、評者の考えでは、本書におけるロールズの正当化方法に対する理解には重要な点で不足が見られる。すなわち、著者は反照的均衡と構成主義という二つの方法に注目しているが、両者の間の関連をどのように理解しているかが不明確だという点である⁹。

そこで、以下では、反照的均衡と構成主義の関連を中心に、評者自身のロールズの方法に対する理解を提示したい。その際、構成主義に関しては、著者が述べている道徳原理を適切にデザインされた手続きから導かれるものとみなすという以外の特徴を挙げて理解する。すなわち、構成主義には、適切にデザインされた手続きによって道徳原理を導くだけでなく、実践的問題に対する解答を与えるために手続きを設定するという特徴が存在する。

評者は反照的均衡と構成主義の関連を次のように理解している。ロールズの正当化においては、反照的均衡の方がより根本的であり、正義構想ないし正義原理に対する根本的正当化を与えるのは反照的均衡である。これに対して、構成主義は反照的均衡のプロセスの一部をなしており、正義構想に対しては部分的な正当化を与えるだけである。役割分担として述べれば、反照的均衡が根本的正当化を、構成主義が特定化と部分的正当化を担っている。

説明していこう。評者の反照的均衡に対する理解は著者と大きく異ならないであろう。反照

的均衡のプロセスにおいては、契約手続きから導出される正義原理と諸々の熟考された道徳的判断の均衡状態が目指される。このとき、考慮に入れられるべき事項としては、道徳的な判断だけでなく、事実に関する要素も含まれる。この点で正義の二原理の正当化には事実の考慮が影響を与えているというコーエンの理解は正しい。このように、反照的均衡のプロセスにおいては、道徳的判断と事実に関する事項の両方が考慮され、広範な考慮事項を含み込んだうえで均衡点に到達したことをもって、正義原理が正当化されることになる。

次に、構成主義に関してだが、ここでは、メタ倫理学における構成主義の継承者である、クリスティーン・コースガードの理解を参照したい (Korsgaard 2008, ch. 10)。コースガードによれば、構成主義は、実践的問題 (practical problems) とそれへの解答 (solutions) の点から理解されるべきである¹⁰。このとき、「実践的」は「理論的」(theoretical) の反対の観念であり、「実践的」は行為や行為の理由 (reasons for action) に関わるのに対して、「理論的」は信念や信念の理由 (reasons for belief) に関わるという意味で理解できる¹¹。それゆえ、ここでコースガードの言う実践的問題とは、行為の理由に関わる問題の中でも、どのように行為すべきかに関する明白な答えがないように思われる難問のことである。このような実践的問題に対して解答を与えようとする試みこそが構成主義なのである。ロールズの場合、特定の理想化された社会と人格の構想を置

9 本書においても、両者の関連を著者がどのように理解しているかを述べている箇所も存在している。例えば、構成主義は、道徳的正当化に対するロールズの理解においては、「従属的要素」であると述べられている (77)。この記述から著者が反照的均衡の方がより重要な要素であると理解していることは読み取れる。

10 コースガードによれば、「構成主義者にとって、実践哲学は実践的テーマである。その役割は実践的諸問題に対する解答を練り上げることにある」(Korsgaard 2008, p. 325)。

11 構成主義が道徳や社会に対して実践的なスタンスを採るのに対して、道徳的实在論はそれらに対して理論的なスタンスを採っていると考えられることができる。構成主義の場合、実践的問題に直面する当事者の視点から、道徳や社会の問題に答えを与えようとする。これに対して、实在論は、道徳を人びとの思考・態度から独立して存在する秩序の問題として考え、観察者の視点からそうした独立の道徳的秩序に関する知識を社会に対して適用 (apply) しようとする。それゆえ、道徳的实在論者にとって、道徳の問題の研究は、自然科学の研究と本質的には異ならないことになる。

いて、そこから仮想的契約手続きを設定することで、実践的問題に対する解答を与えている。

構成主義と反照的均衡の関係に戻る前に、こうしたコースガード的な構成主義の理解によってロールズの議論を適切に理解できるかどうかを検討してみよう¹²。ロールズがいかなる実践的問題に解答を与えようとしているかを考える場合、前期（『正義論』など）と後期（『政治的リベラリズム』）を分けて考える必要がある。

まず、前期のロールズの場合、「協働する人格間における分配（分配的正義）の問い」と呼ぶものに取り組んでいると理解できる。ロールズ理論においては、各人格は他者と協働することによってのみ、自身の善の構想の追求のために不可欠な社会的基本財を生産することができる。このとき、各人は、自身の善の構想をよりよく追求するために基本財の取り分をより多く欲しいと考えると同時に、正義にも関心を向け、社会全体における分配が正義にかなうものであるべきだと考える。それゆえ、各人格の社会に対する基本財の取り分の要求を適切にバランスさせた（＝正義にかなった）分配はいかなるものかという問い、すなわち協働する人格間における分配の問いが生じる。ロールズは、この分配的正義の問いに対して、協働関係としての社会の理解とそのメンバーとなる人格の理解を反映した仮想的な契約手続き（原初状態）を設定することで、解答を与えようとしている。

次に、後期ロールズの場合を考えてみよう。後期ロールズの場合、もちろん分配的正義の問いにも取り組んでいないわけではないが、あらたに「安定性」(stability)の問題が前面に出てくる¹³。『正義論』においては、適切な正義原理の条件として安定性が置かれていた。つま

り、当該の正義原理に従った社会が安定的に持続できることが条件になっていた。しかし、『正義論』第9章における安定性の論証が、リベラルな社会で不可避となる多元主義の深さを見誤っていたために失敗しているとロールズは考えるようになった。このようにして、後期ロールズにとっての中心的问题是、前期に適切に扱うことができなかった安定性の問いとなる。つまり、様々な教説によって分裂した社会において、その多元主義的性格にもかかわらず、いかにして長期にわたり正義にかなった社会を維持できるのか、という問い（＝安定性の問い）に後期ロールズは取り組んでいる（Rawls 2005, pp. xvi-xviii）。この問いとそれへの解答は二つの部分に分けられるであろう。第一に、前期から引き続いて適切な正義原理がどのようなものかという部分が存在する。同時に、第二に、あらたに、多元主義的社会を前提にした場合でも、いかなる仕方であれば安定性を確保できるのかという部分が存在する。この点から『政治的リベラリズム』のテキストを大まかに分けて理解することができる。第1部の第1章から第3章は、政治的構成主義の方法を用いて第一の正義原理の問いに対して、前期と同じく正義の二原理であるという解答を与えている。第2部、とりわけ第4章では、第二の安定性の問いに対して、「重層的コンセンサス」(overlapping consensus)の観念を用いて解答を与えようとしている。

以上のように、前期ロールズは協働する人格間の分配の問いに、後期ロールズはそれにくわえて多元主義的社会における安定性の問いに、解答を与えようとしているという理解が成り立つ。したがって、構成主義を問題と解答の関係で理解するコースガード的図式によって、ロー

12 なお、評者は問題と解答の関係で構成主義を理解すべきという点ではコースガードに依拠するが、ロールズの構成主義に対するより具体的な理解の点ではコースガードと見解を異にする。とくに、ロールズの論証をカントの定言命法の論証とパラレルに捉えるコースガードの理解には同意しない。カントの議論の形式性は、ロールズの正当化におけるより基底的な要素である反照的均衡とは相性が悪いと思われる (ibid. pp. 318-321)。

13 安定性の問題に注目して、なぜロールズが前期から後期に転回したかを解明するより詳しい議論として、(宮本 2018)を参照。

ルズの議論を明確かつ適切に理解することができる。

ここで、反照的均衡との関係に戻ろう。ここまで説明してきたように、ロールズの構成主義の場合、何らかの実践的問題を想定し、それへの解答を与えるために、何らかの材料¹⁴（ロールズの言う「基礎的諸観念」(fundamental ideas)）を用いて仮想的な契約手続きを設定している。このように理解する場合、構成主義の推論の内部では正当化されない部分が残ることになる。つまり、問題の想定が適切であるのか、契約手続きを設定するための材料が適切であるのかといった点に対する見解は、構成主義の内側から正当化することができない。それゆえ、これらの部分の正当化は反照的均衡が担うことになる。つまり、契約手続きから導出される正義原理が、道徳的判断と事実の両方を含む広範な考慮によって支持されるのかどうかをテストし、支持された場合には、問題の想定や材料の措定が正当化されたことになる。したがって、前述したように、一方で、構成主義は部分的な正当化のみを与え、反照的均衡の方が根本的正当化を与えているという理解が成り立つ。他方で、反照的均衡を採用だけでは、非常に広範な考慮事項を整合化させて正義原理につなげるということにしかならず、正義原理を特定化するには方法としては漠然としすぎている。そのため、構成主義の方法によって、明確な推論プロセスを提示し、正義原理を特定化する必要があると考えられる。以上をまとめると、ロールズ理論の方法においては、反照的均衡が根本的正当化の役割を果たし、構成主義が部分的正当化と特定化の役割を果たすという仕方、二

つの方法が役割を分担している¹⁵。

このようなロールズ理論の正当化方法に対する理解が有している含意を二点挙げておきたい。

第一に、既に述べてきたことからわかる点だが、こうした正当化方法の理解を採用することで、ロールズの前期から後期への転回がなぜ生じたのかを、一貫した方法の理解から説明することができる¹⁶。まず、既に述べたように、問題と解答の関係で構成主義を理解する場合、前期の議論も後期の議論も、いずれも構成主義の方法を採用していると理解することができる。構成主義の推論をスタートさせる際に想定される問題の理解が変化しすぎないのである。また、このような問題の理解の変化は、反照的均衡のプロセスが作動することによって生じたと理解することができる。後期における安定性の問題は、「理にかなった多元主義の事実」(the fact of reasonable pluralism)の認識に、つまり、ある種の事実の認識に依拠している。この点は、上で説明した、構成主義における問題の想定が、事実を考慮事項に含める反照的均衡のプロセスの中で正当化されるという点と合致する。『正義論』においては明確には意識されていなかった、リベラルな社会における多元主義の深さに関する一般的事実が認識されることによって、前期における構成主義による正義原理の部分的正当化が、より根底的なレベルで正当化されないことが明らかになった。これによって、前期から後期への転回が生じたと明確に説明することができる。このように、本節で提示したような方法の理解に立てば、前期から後期にかけてロールズ理論の内容の面では比較的大きな変化が生じているとしても、構成主義と反

14 この「材料」(materials)という表現については、シャロン・ストリートの用語を参照している (Street 2008, pp. 210-211)。

15 評者の正当化方法の理解は、ストリートの構成主義の理解と類似している。ストリートは、ロールズのような「制限的構成主義」(restricted constructivism)は、制限的構成主義内部では正当化が完結しないため、「メタ倫理的構成主義」(metaethical constructivism)を採用すべきであるとしている。そして、メタ倫理的構成主義においては、反照的均衡における精査に耐えうることをもって、規範的判断が正しいものとなると主張している (ibid, pp. 219-220, 238-239)。

16 なお、ジェームズは、別の論文では、ロールズの構成主義の方法が前期から一貫していると主張している (James 2014)。

照的均衡の組み合わせというロールズの正当化方法には変化がなく、ロールズ理論は方法面では一貫しているという解釈が可能である。

第二に、ここまでの議論との関連でより重要なことに、本節のようなロールズの正当化方法の理解を採る場合、ジェームズやコーエンの議論に対する評価や反論も著者とは異なることになる。著者は、ジェームズとコーエンの両者を批判している。しかし、評者の理解を採る場合、ジェームズは擁護され、コーエンは著者とは異なる理由で反論されることになる。

まず、著者はジェームズの議論を批判しているが、評者はそれを擁護する。前節で確認したように、著者はジェームズの実践に基礎を置くタイプの構成主義理解を全面的に退けている。しかし、本節で提示した、実践的問題に焦点を置くコースガード的な構成主義理解は、ジェームズの構成主義理解と相補的に捉えられる¹⁷。つまり、考察対象として一定の実践の存在を前提にするからこそ、当該の実践に対する解釈を通じて、想定すべき問題を同定でき、かつ解答を提示するための手続きを設定するための材料（人格や社会の構想など）を取り出すことができるという仕方、相補的に捉えられる。ジェームズの言う「存在条件」は、この点、つ

まり特定の社会的実践から問題と材料が与えられなければ構成主義の推論が作動しないという点を表現していると理解することが可能である。逆に言えば、著者が事実にも実践にも依存しないとしている、原初状態に反映される四つの熟考された判断が本当にいかなる実践をも前提としない無文脈的状况でも保持されるのかという点は疑わしい。例えば、四つ目の熟考された判断、すなわち道徳の内容は公正な条件下で自由で平等な人格によって構成されると理解すべきという判断は、特定の実践や文脈を前提にせず成立するような判断であるようには思われない¹⁸。

次に、著者と評者の間で、コーエンへの反論の理由がどのように異なってくるかを考えてみよう。既に確認した通り、著者は、原初状態を設定するカント的直観および四つの熟考された判断が事実依存しないことをもって、構成主義の論証が根本的レベルでは事実依存していないという反論を提示していた。しかし、こうした著者の反論には問題がある。つまり、仮に著者が述べている点がすべて正しいと仮定しても¹⁹、ロールズの方法の中で構成主義のみを擁護しているにすぎず、反照的均衡のプロセス全体を擁護できているわけではない。著者は原初

17 ロールズの基礎的諸観念に注目する場合、より踏み込んで、コースガード的理解とジェームズの理解は同じことを別の表現で述べているとまで言えるかもしれない。コースガード的理解において、基礎的諸観念は実践的問題に対する解答を与える手続きのための材料であると同時に、実践的問題を生じさせる源泉であるとも言える。つまり、特定の仕方、人格や社会を理解するからこそ、分配的正義の問いや安定性の問いが生じるとも理解できる。この場合、基礎的諸観念が問題と解答の両方を規定することになり、かつ、そうした基礎的諸観念は既存の実践に対する解釈によって与えられると考えられる。そう考える場合、結局のところ、コースガード的理解もジェームズと同様に実践に対する解釈をしており、その方法を問題と解答という別の用語で表現しているという理解が成り立つ。

18 もしかすると、ジェームズのように、構成主義を実践に基礎を置いて理解する場合、現状肯定的な傾向に陥りやすいと著者は考えているのかもしれない。この懸念は、ジェームズがもっぱら構成主義に関して議論を展開しており、反照的均衡との関係を明示していないことによって生じると考えられる。しかし、ジェームズがもっぱら構成主義を検討しているとしても、実際には反照的均衡を念頭に置いていると理解することも可能である。彼は各実践に関して構成主義の推論が成り立つと考えている。それゆえ、複数の構成主義の推論による結論が生じうる。そうである以上、それらの間に優先順位をつけるなどするための他の方法が必要になる。この他の方法は反照的均衡であると理解するのは自然であろう。

19 前のパラグラフで述べたように、実際には、評者はカント的直観や四つの熟考された判断が事実や実践に全く依存していないという点は疑わしいと考えている。そのため、ここでは著者の言っていることが正しいと仮定しているにすぎない。

状態を用いない直観的論証では、ロールズの正義原理の正当化が事実依存している点を認めており、かつ、そのような直観的論証も反照的均衡の一部分を形成している。それゆえ、正義原理の正当化が事実や他の価値に依存すること自体を問題視するコーエンの側からは、たんに批判対象を構成主義から反照的均衡に変更すればよいことになってしまう。したがって、結局のところ、本書におけるコーエンへの反論は十分なものではなく、ロールズを擁護する側からはコーエンに対して別の反論を用意しなければならない。そうした別の反論は、コーエンに対して有効であるためには、正義原理の正当化が事実や他の価値に依存していてもよい、ないし依存しているべきであると示すものである必要がある。

実際には、コーエンへの反論は一本の論文を費やすべき大きな争点であるため、ここでは、試論的にのみ、評者の考えている反論を述べておく。コーエン的方法の最大の問題は、正義（や他の価値）に関する根本原理の理解が個人の直観に全面的に依存することになり、結果として、そのような理解の検証可能性（または論駁の可能性）が消滅する点にある。コーエンの議論において、正義の根本原理は、定義上、事実からも他の価値からも導出されたり根拠づけられたりしないものである。この場合、根本原理は他のものに依存しないのであるから、何が根本原理であるのかは、それを考える人が直観によって把握するしかない。しかし、ある人が考える根本原理と他の人が考える根本原理が異なる場合、どのようにして優劣を決めるのか²⁰。例えば、コーエンが正義の根本原理は（分配の）平等に他ならないと考え、他の人が

正義の根本原理が平等であるはずがないと考えるとき、事実に関する考慮も他の価値も正当化のために参照できないとしたら、どちらの根本原理の理解が優れているといかにして言えるか²¹。そのような優劣の判断の方法は存在しないように思える。その場合、ある個人の根本原理の理解は他者からの批判にまったく開かれていないことになる。つまり、コーエン的方法では、各人の根本原理の理解の真偽が検証不可能になってしまう。

対照的に、ロールズの反照的均衡の場合、正義原理の正当化は様々な事実に関する考慮事項や道徳的判断に依存しているため、ロールズの論証が誤っていると示す道筋は多数存在することになる。ロールズが反照的均衡のプロセスで二原理を正当化するために使用する事実の理解の一つが誤っていると示すだけでも、ロールズの正義の理解に対する反論が成立することになる。ここで、仮に、学問的知識である以上、検証可能性が、言いかえると、考えの異なる他者から有効な反論を受ける可能性が存在するべきであると仮定してみよう。そのような仮定を置く場合、ロールズの反照的均衡の方法の方が、純粋な根本原理を探究するコーエン的方法よりも優れていることになる。

4. おわりに

本稿では、第1節で指摘した、本書が有する二つの特徴の内、ロールズの正当化方法に対する注目という点に焦点を絞って考察してきた。第2節では、著者がロールズの反照的均衡と構成主義をどのように理解しているかを確認した。そのうえで、著者がコーエンとジェームズ

20 ここで考慮していない可能性として、コーエン的方法を道徳的实在論と組み合わせるといふ発想がありうる。すなわち、われわれの思考・態度とは完全に独立して道徳的真理を決定する秩序が存在するため、そのような独立の道徳的秩序のあり方をどちらが正確に把握しているかという点から異なる根本原理の理解の間で優劣を決められるという考え方がありうる。

21 なお、誤解を避けるために述べておが、コーエン的方法の推論において事実が一切参照されないということではない。コーエン的方法でも、事実依存的な原理からより事実依存的でない原理を同定していく推論の中で、事実が関係してくる。しかし、これは根本原理の発見プロセスで事実が参照されているだけであり、定義上、根本原理が事実の参照によって根拠づけられたり正当化されたりすることはない。

のそれぞれの構成主義の理解に対してどのように反論しているかを見た。第3節では、本書が有している意義を簡潔に述べたうえで、評者自身のロールズの正当化方法に対する理解を提示した。構成主義と反照的均衡の役割分担に関して、評者のような理解を採る場合、ロールズの前期から後期への転回を一貫した方法の理解から説明できる。また、ジェームズの評価およびコーエンへの反論も著者とは異なるものとなる。つまり、評者の理解によれば、ジェームズは擁護され、コーエンは異なる理由から批判されることになる。

第3節の後半部分では、本書に対して批判的な見解を提示したが、正義の理論を考える際に、その内容だけでなく、正当化方法としてどのような前提を置いているのかに注目する必要があるという点では、著者の考えは正しいように思われる。正義構想の内容だけに集中することで方法上の前提の差異に由来する不毛なすれ違いを生じさせないためにも、今後の平等主義的正義論の考察においては、正当化方法の問題により敏感になる必要がある。

参考文献

- Cohen, G. A. (2008). *Rescuing Justice and Equality*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
 Daniels, N. (1996). *Justice and Justification: Reflective Equilibrium in Theory and Practice*, Cambridge: Cambridge University Press.

- James, A. (2005). "Constructing Justice for Existing Practice: Rawls and the Status Quo," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 33, No. 3, pp. 281-316.
 James, A. (2014). "Political Constructivism," in Mandel, J. and Reidy, D. (eds.) *A Companion to Rawls*, Malden, MA: Wiley Blackwell.
 Korsgaard, C. (2008). *The Constitution of Agency: Essays on Practical Reason and Moral Psychology*, Oxford: Oxford University Press.
 Rawls, J. (1999a). *A Theory of Justice*, Revised Edition, Cambridge, MA: Harvard University Press.
 Rawls, J. (1999b). Freeman, S. (ed.) *Collected Papers*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
 Rawls, J. (2005). *Political Liberalism*, Expanded Edition, New York: Columbia University Press.
 Scheffler, S. (2010). *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*, Oxford: Oxford University Press.
 Street, S. (2008). "Constructivism about Reason," in Shafer-Landau, S. (ed.) *Oxford Studies in Metaethics*, vol. 3, Oxford: Oxford University Press.
 宮本雅也 (2018) 「安定性から読み解くロールズの転回問題」井上彰編著『ロールズを読む』ナカニシヤ出版。

謝辞

本稿は、早稲田大学特定課題研究助成費(2019E-028)の助成を受けた研究成果の一部である。本稿を執筆するにあたってコメントをいただいた阿部崇史、押谷健、加藤晋の各氏に感謝申し上げます。